

令和5年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会
経済建設分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和5年3月13日（月） 午前11時25分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第16号）
議第13号 令和5年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（6名）
- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 昌 君 | 2番 | 河 村 幸 雄 君 |
| 4番 | 川 村 敏 晴 君 | 5番 | 大 滝 国 吉 君 |
| 6番 | 本 間 善 和 君 | 7番 | 尾 形 修 平 君 |
- 5 欠席委員（1名）
- 3番 川 崎 健 二 君
- 6 地方自治法第105条による出席者
- 議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員
- 一般会計予算決算常任委員会副委員長 小 杉 武 仁 君
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 副 市 長 | 忠 聡 君 |
| 建 設 課 長 | 須 貝 民 雄 君 |
| 同 課 整 備 室 長 | 小 田 康 隆 君 |
| 同 課 整 備 室 副 参 事 | 伊 藤 孝 雄 君 |
| 同 課 管 理 室 長 | 本 間 孝 幸 君 |
| 同 課 管 理 室 係 長 | 船 山 ケイ子 君 |
| 都 市 計 画 課 長 | 大 西 敏 君 |
| 同 課 参 事 | 小 野 道 康 君 |
| 同 課 建 築 住 宅 室 長 | 宮 村 勉 君 |
| 同 課 都 市 政 策 室 長 | 風 間 貴 志 君 |
| 上 下 水 道 課 経 営 企 画 室 長 | 林 奈 美 君 |
| 同 課 工 事 管 理 室 長 | 渡 邊 貴 志 君 |
| 荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長 | 渡 邊 修 君 |
| 神 林 支 所 産 業 建 設 課 長 | 斎 藤 雄 一 君 |
| 朝 日 支 所 産 業 建 設 課 長 | 鈴 木 健 次 君 |
| 山 北 支 所 産 業 建 設 課 長 | 小 田 和 弘 君 |
- 9 議会事務局職員
- | | |
|-----|---------|
| 局 長 | 内 山 治 夫 |
| 書 記 | 中 山 航 |

（午前11時25分）
分科会長（尾形修平君）経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第13号及び議第35号のうち建設課、都市計画課及び上下水道課分について審査した後、議第13号及び議第35号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第3

議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算(第16号)のうち経済建設分科会所管分を議題とし、担当課(建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課経営企画室長 林 奈美君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説明)

建設 課長

それでは、ご説明をさせていただく。議件書の10P、11Pを御覧ください。15款国庫支出金、1項3目1節の災害復旧費負担金だ。説明欄の1、公共土木施設災害復旧事業費負担金で3億2,659万6,000円の減額をさせていただくものだ。これは、令和4年8月3日からの大雨による災害復旧に係る負担金で、国による災害査定事業費確定により減額をさせていただくものだ。次に、2項8目1節の災害復旧費補助金だ。説明欄の1、公共土木施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金で652万7,000円を新規計上させていただくものだ。こちらは、災害復旧事業のうち特に激甚であると認める災害で、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用される国土交通省所管の災害復旧事業で、国庫負担申請を行うために必要な査定設計に要した経費について、補助金の交付を受けるものである。

都市計画課長

そのすぐ下になる。都市計画課だ。15款2項8目1節災害復旧費補助金の説明欄2、公営住宅施設災害復旧事業費補助金については、前坪住宅の災害復旧工事に対する補助金だが、財源を14、15Pの22款1項9目1節災害復旧事業債の説明欄4、住宅施設災害復旧事業債100万円に振り替えることにより、補助金100万円を減額するものである。

第16款 県支出金

(説明)

都市計画課長

戻って、12P、13Pだが、16款2項2目3節災害救助費補助金の説明欄1、被災者住宅応急修理事業補助金については、被災者住宅応急修理に対する補助金で、事業実績に基づき1億5,300万円を減額するものである。以上である。

歳入

第15款 国庫支出金、第16款 県支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説明)

都市計画課長

22、23Pを御覧ください。3款4項1目災害救助費の説明欄5、8.3大雨災害被災住宅応急修理事業経費について、修繕料、被災者住宅応急修理の事業費が確定したことにより、2億9,200万円を減額するものだ。以上だ。

第4款 衛生費

(説明)

経営企画室長 以下、繰出金の説明に関しては、公営企業会計の補正予算の際に説明した内容となる。4款衛生費、第1項1目保健衛生総務費、27節繰出金については、説明欄の1、簡易水道事業会計繰出金1,280万円については、浄水場等の動力費の予算不足分及び緊急修繕費用に対する繰出金を追加するものだ。説明欄2、上水道事業会計繰出金2,000万円については、浄水場等の動力費の予算不足分に対し、繰出金を追加するものだ。説明欄3、8.3大雨災害による上水道事業会計繰出金1,864万1,000円及び説明欄4、8.3大雨災害による簡易水道事業会計繰出金198万1,000円については、いずれも水道料金の災害減免分に対する繰出金を追加するものだ。

第6款 農林水産業費

(説明)

経営企画室長 26P、27Pを御覧ください。第6款農林水産業費、第4項1目農業集落排水処理施設費、27節繰出金については、説明欄1、下水道事業会計繰出金1,210万円については、集落排水事業における下水処理場等の動力費の予算不足分に対し、繰出金を追加するものだ。説明欄2、8.3大雨災害下水道事業繰出金120万4,000円については、集落排水事業における下水道使用料の災害減免分に対する繰出金を追加するものだ。

第8款 土木費

(説明)

建設 課長 続いて、議件書28P、29Pを御覧ください。第8款2項2目道路維持費で説明欄の1、道路対策事業経費で科目の組替えをさせていただくものだ。これは、橋梁等の長寿命化対策に係る道路メンテナンス事業費補助対象事業の額確定による事業の調整のため、工事請負費を1,500万円減額し、現在補修を行っている市道藤沢停車場線桃崎人道橋の既設の塗装塗膜に低濃度PCBが含有していることから、無害化处理認定施設への運搬及び処分のためのごみ・危険物等収集処理委託料1,500万円を増額させていただくものだ。次に、説明欄の2、8.3大雨災害道路維持管理経費で4,000万円を減額するものだ。これは、大雨災害により被災した道路施設の修繕料及び土砂撤去などの委託料について、必要額の見込みが確定したことから減額するものだ。次に、2項3目道路新設改良費で説明欄の1、市道整備事業経費で70万円を減額するものだ。これは、社会資本整備総合交付金事業である市道府屋勝木線道路改良事業の額確定による事業調整のために、工事請負費400万円の増額と用地買収に伴う分筆測量等の委託料で200万円、物件補償の額確定により補償金270万円をそれぞれ減額するものだ。次に、3項1目排水路維持費で説明欄の1、8.3大雨災害排水路維持管理経費で700万円を減額するものだ。これは、大雨災害により被災した排水路の土砂撤去などの委託料について、必要額の見込みが確定したことから減額するものだ。次に、3項2目排水路新設改良費は一般財源から地方債を借り入れることとしたことから財源更正するものだ。次に、4項2目河川改良費で説明欄の1、急傾斜地崩壊対策経費で550万円を増額するものだ。これは、新潟県土木事業に係る市町村負担金で、山北の寝屋地区では工事費の追加補正に伴う負担金、山北の立島地区及び岩

ケ崎地内の宮ノ前地区では、令和4年度新規事業化されたことによる令和4年度実施事業の負担金の増額をさせていただくものだ。次に、30、31Pの4項3目河川海岸維持費で説明欄の1、8.3大雨災害河川維持管理経費で700万円を減額するものだ。これは、大雨災害により被災した河川の土砂撤去などの委託料について、必要額が確定したことから減額するものだ。

経営企画室長 続いて、第7項1目下水道整備費、27節繰出金について、説明欄1、下水道事業会計繰出金3,290万円については、下水道事業における公共、特環下水処理場等の動力費の予算不足分に対し、繰出金を追加するものだ。説明欄2、8.3大雨災害による下水道事業会計繰出金725万1,000円については、下水道事業における下水道使用料の災害減免分に対する繰出金として追加するものだ。以上だ。

第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長 次に、32、33Pを御覧ください。第11款2項1目公共土木施設災害復旧費で説明欄の1、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費で3億8,620万円を減額するものだ。これは、大雨災害により被災した市道や河川復旧に係る経費で、必要額の見込みが立ったことから減額するものだ。

第2条「第2表 繰越明許費」

(説明)

建設 課長 それでは、4P、5Pを御覧ください。第2表、繰越明許費になる。まず初めに、8款土木費の繰越明許で、8月3日からの豪雨災害による災害復旧を優先するため、委託業務や工事について発注調整を行ったことや、交付金及び補助事業において事業の確定による事業調整などにより年度内で完了ができないため、繰越明許費をお願いするものだ。まずは、4P下段の8款2項、道路対策事業経費で測量設計等委託2業務、ごみ・危険物等収集処理委託1業務、工事19件、土地購入費1件、次に5Pの上から臨時経済対策事業経費（道路維持）で工事4件、次に除雪対策経費で測量設計等委託3業務、工事5件、機械器具購入費1件で、機械器具購入費については、除雪ミニホイールローダ1台の購入について、半導体不足による納期の遅れが生じたため繰越しをお願いするものだ。次に、市道整備事業経費で測量設計等委託4業務、工事5件、土地購入費3件、補償費7件、次に臨時経済対策事業経費（排水路新設改良）で工事1件、次に急傾斜地崩壊対策経費で測量設計等委託1業務と、先ほど歳出の部分でご説明をいたしたが、県が事業主体となる急傾斜地対策事業で、県において国の追加補正を受け、繰越しを行うこととなったことに伴って2地区、寝屋地区と宮ノ前地区の市負担金の繰越しをお願いするものだ。次に、河川整備促進経費で工事2件、上水道への移設補償金2件、次に河川維持管理経費で工事3件、次に第11款災害復旧費で県発注工事や他所管の災害復旧工事との工程調整や発注調整を行ったことなどにより年度内で完了の見込みが立たないものについて繰越明許費をお願いするもので、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費で測量設計等委託5業務、工事73件、土地購入費1件、公共土木施設災害復旧費で工事1件の繰越しをお願いするものだ。建設課所管分は以上だ。

都市計画課長 その下、都市計画分になる。同じく公共土木施設災害復旧費、8.3大雨災害堆積土砂排除事業経費8,114万円である。これは、神林地域、荒川地域で実施している堆積土

砂排除事業が積雪により年度内に完了できないため、繰り越すものである。以上だ。

歳出

第3款 民生費

(質 疑)

渡辺 昌 23P、災害救助費の5番目、被災住宅応急修理事業経費、これは実際の申請件数というのはどのくらいだったでしょうか。

都市計画課長 申請件数については、延べで449件である。

渡辺 昌 この工事の完了期限が今月31日までだったと思うけれども、これ全部終了できるような状況となっているのだろうか。

都市計画課長 実際まだ449のうち終わっていないものもあるが、年度内に完了するという事で調整している。

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 土木費

(質 疑)

本間 善和 課長、ちょっと教えて。分からないところあったので。先ほど歳入のほうで査定の補助金というのがあったよね。あれの支出になると、どの部分で見ればいいのか。ちょっと根本的なことで大変恐縮なのだけれども、見つけられないので。収入で六百何十万円入ったよね、査定の。私こういう補助金初めて見たので、支出だとどこに出ているのか、これが。

建設 課長 支出のほうは32、33Pの11款2項1目12節の委託料、こちらの中から支出をしている。

本間 善和 ちょっと待って、もう一度。11款の・・・

建設 課長 2項1目公共土木施設災害復旧費の12節の委託料になる。それで、こちらの8.3の大雨災害の。

本間 善和 この中に入ってしまうわけか。

建設 課長 そうだ。こちらのほうに入る。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 繰越明許費」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否についての発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第35号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（尾形修平君）休憩を宣する。

(午前 11時48分)

分科会長（尾形修平君）再開を宣する。

(午後 0時59分)

日程第4 議第13号 令和5年度村上市一般会計予算のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分について、担当課（建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課経営企画室長 林 奈美君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 使用料及び手数料

(説明)

建設 課長 それでは、ご説明をさせていただく。予算書の25P、26Pを御覧ください。第14款使用料及び手数料、1項7目土木使用料、1節の道路使用料で説明欄の2、道路占用料で1,907万円を計上いたしました。これは、電力やNTTの電柱のほか、ガス管などの道路占用料を計上いたしました。2節の河川使用料、3節の都市計画使用料、説明欄の4のふれあい広場使用料については、説明を省略させていただく。

都市計画課長 歳入の都市計画課分の主なものについて説明させていただく。同じく第3節都市計画使用料については、少額であり、省略をさせていただく。続いて、第4節住宅使用料2,444万8,000円については、市営住宅管理戸数236戸、駐車場66区画分の現年度及び滞納繰越分の使用料である。

建設 課長 次に、27、28Pの2項6目土木手数料は説明を省略させていただく。

都市計画課長 同じく第2節都市計画手数料については、少額であり、省略させていただく。

第15款 国庫支出金

(説明)

建設 課長 次に、29、30Pの15款国庫支出金、1項3目災害復旧費国庫負担金は費目計上である。次に、31、32Pの15款2項5目土木費国庫補助金、1節の道路橋りょう費補助金で説明欄の1、社会資本整備総合交付金で1億3,241万6,000円を計上いたしました。

これは、除雪対策経費の除雪機械の購入、除排雪委託料、消雪施設の更新工事、市道整備事業経費の市道府屋勝木線道路改良事業に対する交付金で、事業費 2 億 1,263 万 9,000 円に対する国費相当額を計上いたした。国費率については事業内容により異なり、54%から 3 分の 2 となっている。次に、説明欄の 2、道路メンテナンス事業費補助金で 1 億 5,730 万 8,000 円を計上いたした。これは市道、橋梁やトンネルなどの修繕に要する経費に対する補助金で、事業費 2 億 6,483 万 1,000 円に対する国費相当額を計上いたした。国費率については 59.4%となっている。

都市計画課長 同じく 31、32 P、15 款 2 項 5 目第 1 節道路橋りょう費補助金のうち説明欄 3 の社会資本整備総合交付金の都市計画課分 1,080 万円については、坂町地内の都市計画道路南中央線道路整備の交付金である。次に、第 2 節都市計画費補助金、説明欄 1 の社会資本整備総合交付金の都市計画課分 1,640 万 4,000 円については、歴史的風致形成建造物保存事業 972 万 9,000 円及び建造物外観修景事業 667 万 5,000 円の交付金である。次に、第 3 節住宅費補助金、説明欄 1 の社会資本整備総合交付金の都市計画課分 831 万 9,000 円については、市営中川原住宅建て替え工事基本設計業務委託分 771 万 2,000 円、そのほか木造住宅耐震診断及び耐震改修、屋根雪下ろし命綱固定アンカーの設置の交付金である。

第 16 款 県支出金

(説明)

建設 課長 次に、33、34 P の 16 款県支出金、1 項 3 目農林水産業費県負担金、1 節の農業費負担金で説明欄の 1、地籍調査事業費負担金で 285 万円を計上いたした。これは、神林地域の牛屋の一部について、令和 5 年度から地籍調査に着手することとし、事業費 380 万円に対する負担金を計上いたした。負担金は、国負担分を含め県負担金となっており、負担割合は国・県合わせて 75%となっている。次に、35、36 P になる。16 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金、第 1 節農業費補助金で説明欄の 17、地籍調査事業費補助金で 549 万 9,000 円を計上いたした。これは、継続事業となっている朝日地域の檜原、板屋越、早稲田の一部の地籍調査に要する事業費 733 万 2,000 円に対する補助金を計上いたした。補助金は、国補助金分を含めて県補助金となっており、補助割合は国・県合わせて 75%となっている。なお、令和 5 年度で本件調査地区の地籍図等の作成は完了して、閲覧を実施することとしており、これにより調査工程が全て完了となる予定になっている。

都市計画課長 続いて、37、38 P を御覧ください。16 款 2 項 6 目土木費県補助金、第 1 節都市計画費補助金の説明欄 2、にぎわい空間創出支援モデル事業補助金 200 万円については、村上駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託の県補助金である。次に、第 2 節住宅費補助金 74 万 7,000 円は、木造住宅耐震診断、耐震改修、屋根雪下ろし綱固定アンカー設置、被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業の県補助金である。

建設 課長 同じく 37、38 P の 3 項 3 目土木費委託金、1 節の港湾費委託金は説明欄のとおりなので、説明を省略させていただく。

都市計画課長 次に、第 2 節住宅費委託金 1,527 万 7,000 円のうち主なものについては、説明欄の 1、県営住宅管理委任交付金 981 万 9,000 円は、県営住宅の家賃収入の 23%が市に交付されるものである。説明欄 3 の県営住宅特別修繕交付金は、県営住宅の修繕費の交付金として 508 万円である。

第17款 財産収入

(説明)

都市計画課長 次に、39、40Pの17款1項1目財産貸付収入、第1節土地貸付収入のうち説明欄3の県営住宅敷地貸付収入395万9,000円については、県営住宅4か所の市有地借地料である。

第21款 諸収入

(説明)

都市計画課長 次に、43、44Pの一番上のほうで、21款2項1目市預金利子、同じく4項1目第4節の土木費貸付金元利収入については、少額であり、省略させていただく。

建設 課長 次に、47、48Pの21款諸収入、6項6目雑入、7節の土木雑入は説明を省略させていただく。

都市計画課長 次に、同じく47、48Pの21款6項6目第7節土木雑入のうち説明欄8の借上住宅家賃個人負担金45万6,000円については、市営中川原住宅入居者が民間賃貸住宅へ住み替えた場合の家賃相当分の負担金である。以上、都市計画課分の歳入の説明を終わる。

歳入

第14款 使用料及び手数料

(質疑)

尾形分科会長 では、私から1点、26Pの市営住宅使用料2,444万8,000円、236戸ということなのだけれども、これ家賃は収入によってばらつきあると思うのだけれども、一番高い家賃と一番低い家賃、どのぐらい差あるものなのか。

建築住宅室長 一番高い家賃が市営上の山住宅となる。一番低い家賃が市営坂町住宅になって、大体2万2,000円ぐらいの差になる。

尾形分科会長 いやいや、実際の家賃としては。

建築住宅室長 市営上の山住宅で、多少部屋にばらつきあるけれども2万2,000円程度。一番安い市営坂町住宅で2,500円だ。

尾形分科会長 これ一番高いほうの上の山は、所得によって違うと思うのだけれども、一番高い人で2万2,000円ということなのか。

建築住宅室長 所得によってばらつきがあるので、一番安い方で2万2,000円で、高いとやはり・・・

尾形分科会長 高い人を教えて。

建築住宅室長 高い人だと、今現在だと7万円程度になる。

尾形分科会長 同じタイプの住居に住んでいて、それだけ差があるということなのね。5万円近く差があるということなのね。

建築住宅室長 そのとおりである。

第15款 国庫支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

河村 幸雄 38P、にぎわい空間創出支援モデル事業補助金ということである。これ駅前事業に使うということだよな。

都市計画課長 駅前の大規模跡地について検討する業務になっている。

河村 幸雄 駅前周辺というよりも、今の病院跡地ないしということか。

都市計画課長 病院跡地になる。

第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第4款 衛生費

(説 明)

経営企画室長 予算書の115、116Pを御覧ください。第4款衛生費、第1項1目保健衛生総務費、27節繰出金については、説明欄6、簡易水道事業会計繰出金2億5,501万2,000円だが、簡易水道事業会計への繰出金である。その下、説明欄7、上水道事業会計繰出金2,066万4,000円だが、上水道事業会計への基準内の繰出金である。以上だ。

第6款 農林水産業費

(説 明)

建設 課長 次に、137、138Pを御覧ください。第6款農林水産業費、1項5目農地費で説明欄の4、地籍調査経費で1,296万2,000円を計上いたした。こちらは、神林地区牛屋の一部並びに朝日地区檜原、板屋越、早稲田の一部の調査委託のための測量設計等委託料1,113万2,000円のほか必要経費を計上いたした。次に、説明欄の7、地籍調査事業職員人件費で職員2名分を計上いたした。以上だ。

経営企画室長 予算書の147、148Pを御覧ください。第6款4項1目農業集落排水処理施設費、27節繰出金について、説明欄の1、下水道事業会計繰出金6億8,925万5,000円だが、下水道事業会計への繰出金のうち集落排水事業分である。

第8款 土木費

(説 明)

建設 課長 次に、157、158Pを御覧ください。8款土木費、1項1目土木総務費で説明欄の1、土木総務管理経費は説明欄の記載のとおりで、説明を省略させていただく。次に、説明欄の2、8.3大雨災害土木総務管理経費で300万円を計上いたした。こちらは、8月3日からの大雨で崖地の崩落等により被災を受けた宅地等の復旧に要する経費の一部を補助することとし、令和5年2月6日に制度開始したものだ。補助対象事業は、のり面の整形及び保護に関する工事、擁壁の設置及び補強に係る工事、土のう設置等の応急工事で令和6年3月31日までに工事が完了するものを対象としてい

る。補助金額については、補助対象経費の2分の1または100万円のいずれか低い額となる。次に、159、160Pで説明欄の6、広域道路整備一般経費で、説明欄の記載のとおりで説明を省略させていただく。次に、説明欄の8、土木総務費職員人件費は、土木総務に係る20名分の職員人件費を計上いたした。次に、161、162Pで2項1目道路橋りょう総務費で説明欄の1、道路橋りょう一般管理経費で5,499万円を計上いたした。主なものとして、光熱水費として道路照明などの電気料で1,092万5,000円を、日東道の地域活性化インターである神林岩船港インターチェンジ、村上山辺里インターチェンジ、朝日三面インターチェンジの除雪などの国土交通省への施設維持保全業務委託料で804万2,000円を、そしてそれ以外に道路台帳の補正業務等の測量設計等委託料で2,500万円を計上いたした。次に、説明欄の2、日本海沿岸東北自動車道整備推進事業経費については、説明欄に記載のとおりで、説明を省略させていただく。次に、2項2目道路維持費で説明欄の1、道路維持管理経費で1億683万3,000円を計上いたした。主なものとして、道路の補修等に係る修繕料で4,538万2,000円を、道路除草などに係る施設維持保全業務委託料で5,000万円などを計上いたした。次に、説明欄の2、道路対策事業経費で3億3,000万1,000円を計上いたした。主なものとして測量設計等委託料で市道板屋越早稲田線男川橋橋梁修繕設計業務委託ほか4件の業務委託料2,940万円、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料では市道橋62橋と跨線橋1橋の点検業務委託料2,530万円を計上いたした。また、工事委託料としてJ Rに委託する市道藤沢停車場線桃崎人道橋の工事委託料1億5,376万6,000円を、163、164Pの工事請負費で市道山添線門前中之橋橋梁修繕工事ほか11件の工事費1億1,067万7,000円を計上させていただいた。次に、説明欄の3、除雪対策経費で8億3,008万2,000円を計上いたした。主なものとして、消雪パイプ点検調整業務などの設備保守点検業務委託料4,883万円を、除排雪委託料で3億円を、工事請負費で市道鍛冶町裏線ほか消雪施設(散水管)改修工事ほか9件の工事費9,600万円を、機械器具購入費で令和4年第3回定例会で債務負担行為補正の議決をいただき、購入契約の締結をいたした除雪車と令和5年度に国からの交付金を活用し、購入する予定の除雪車、合わせて15台分の除雪車購入に係る機械器具購入費で1億7,610万2,000円を計上いたした。また、説明欄に記載のGPS除雪管理システム実証実験業務委託料として150万円を計上いたした。これは、自治体DXの推進と除雪業者の事務負担軽減などを目的として、スマートフォンアプリを活用し、位置情報把握、作業時間報告、作業料金計算を行う実証実験を行うもので、令和5年度は除雪車30台分で試験運用を行う予定にしている。次に、2項3目道路新設改良費で説明欄の1、市道整備事業経費で5,504万5,000円を計上いたした。こちらは、市道府屋勝木線道路改良工事に係る工事請負費3,850万円や公共下水道管の移設に係る補償金1,120万円を計上いたした。次に、道路改良事業費職員人件費は7名分の職員人件費を計上いたした。次に、3項1目排水路維持費で説明欄の1、排水路維持管理経費で1,351万4,000円を計上いたした。こちらは、排水路の修繕料及び草刈りやしゅんせつの委託料などを計上いたしている。次に、3項2目排水路新設改良費で説明欄の1、排水路新設改良経費で600万円を計上いたした。こちらは、浜新保地内の排水路の改良工事に係る工事請負費を計上いたした。次に、165、166Pで4項1目河川総務費で説明欄の1、河川総務一般経費及び説明欄の2、水辺の楽校経費については、説明欄に記載のとおりで、説明を省略させていただく。次に、4項2目河川改良費で、説明欄の1、急傾斜地崩壊対策経費で1,250万円を計上いた

した。こちらは測量設計等委託料で、花立地区の地滑り観測業務と同地区の工事用道路設計に必要となる用地調査業務の委託料1,160万円を、また新潟県が事業主体となる寝屋地区、立島地区、岩ヶ崎地内の宮ノ前地区の3地区の急傾斜対策事業に係る市負担金で90万円を計上いたした。次に、説明欄の2、河川整備促進経費で1億747万円を計上いたした。こちらは、平林地内普通河川滝矢川改修工事ほか1件の工事請負費で9,547万円を、滝矢川改修工事の施工に支障となる上水道配水管と公共下水道マンホールポンプ制御盤の移設に係る補償金1,200万円を計上いたした。次に、4項3目河川海岸維持費で説明欄の1、河川維持管理経費で1,951万6,000円を計上いたした。主なものとして、施設の草刈りなどの施設維持保全業務委託料で850万円を、また準用河川木口川水門改修工事ほか1件の工事請負費で835万円を計上いたした。次に、5項1目港湾管理費で、説明欄の1、港湾一般経費については、説明を省略させていただく。

都市計画課長 続いて、167、168Pを御覧ください。8款6項1目都市計画総務費の説明欄1、都市計画総務一般経費のうち、中ほどの施設維持保全業務委託料200万円については、開発緑地等の除草業務委託料である。次に、説明欄2、歴史的風致維持向上計画推進経費のうち下から3つ目、歴史的風致形成建造物保存事業補助金1,945万9,000円は建物7棟分、その下、建造物外観修景事業補助金1,335万円は建物4棟分に対する補助金である。次に、説明欄3、村上駅周辺まちづくり事業経費のうち測量設計等委託料67万3,000円については、旧村上総合病院の用地取得のための不動産鑑定業務委託料、その下の村上駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託料400万円については、病院跡地利活用検討のためのワークショップ開催や施設配置計画の検討を行うための業務委託料である。次に、説明欄4、都市計画総務費職員人件費は、都市計画課7人分の職員人件費である。続いて、8款6項2目街路事業費、説明欄1の都市計画道路整備事業経費のうち工事請負費2,803万9,000円は、都市計画道路南中央線道路改良工事の工事費である。続いて、169、170Pを御覧ください。8款6項3目公園費の説明欄2、都市公園整備経費67万8,000円は、都市公園の遊具などの修繕料、遊具点検等の委託料である。

経営企画室長 第7項1目下水道整備費、27節繰出金についての説明欄1、下水道事業会計繰出金22億1,646万8,000円だが、下水道事業会計への繰出金のうち下水道事業分である。

都市計画課長 171、172Pを御覧ください。8款8項1目住宅管理費の説明欄1、住宅対策経費4,798万4,000円のうち上から6番目、修繕料1,000万円は公営住宅の不時修繕である。その3つ下、仲介手数料10万8,000円は、民間賃貸住宅を市で借り上げる際に仲介業者へ支払う手数料である。その4つ下、測量設計等委託料1,554万3,000円は、市営中川原住宅建て替え工事基本設計業務委託料である。その3つ下、住居賃借料264万6,000円は、民間賃貸住宅の借り上げ料である。その3つ下、工事請負費1,308万円の主なものは、入居時の空き家修繕工事等である。その下、屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置事業補助金30万円は、屋根の雪下ろし時の転落事故を防止するため、命綱固定アンカーなどの安全対策設備の設置工事費用の一部を補助するもので、3棟分を見込んでいる。その下、補償金35万2,000円は市営中川原住宅入居者が他の公営住宅や民間賃貸住宅への転居に伴う移転補償料である。説明欄の2の8.3大雨災害住宅対策経費84万5,000円については、令和4年8.3大雨災害により被災者が住宅の建設、購入、補修を行うための資金の借入れに対する利子補給金である。説明欄3の耐震改修促進事業経費113万円については、木造住宅耐震診断及び耐震改修に対

する補助金である。説明欄の4、安全対策普及啓発事業経費32万8,000円については、屋根雪下ろし用アンカーの普及、啓発、施工に関する講習会の講師謝礼及び安全対策補助制度に関するチラシ作成に係る印刷製本費である。説明欄の5、住宅管理費職員人件費は都市計画課5人分の職員人件費である。

第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長 次に、217、218Pを御覧ください。第11款災害復旧費、2項1目公共土木施設災害復旧費、説明欄の1、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費で7,386万円を計上いたしました。こちらは、8月3日からの大雨により被災した小岩内地内の下小沢、大小沢、居浦、この3本の沢の流路検討業務、川部地内普通河川赤坂川の河道計画の検討業務並びに高根地区浸水対策検討業務などに要する費用を計上いたしました。次の説明欄の2、公共土木施設災害復旧費は費目計上となる。歳出についての説明は以上となる。

第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

建設 課長 それでは、8Pを御覧ください。第3表、債務負担行為の中段、日東道地域活性化ICランプ部維持管理業務委託料で、こちらは地域活性化インターチェンジの神林岩船港インターチェンジ、村上山辺里インターチェンジ、朝日三面インターチェンジの3か所について、国土交通省に除雪などの管理をお願いするための委託料だ。国土交通省における精算の関係上、契約期間が当該年度の5月1日から翌年度の4月30日までとなり、年度のまたがった契約となるため、債務負担行為をお願いするものである。債務負担行為の説明は以上である。

歳出

第4款 衛生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(質疑)

渡辺 昌 138Pの4番、地籍調査経費に関係しているけれども、先ほど歳入の説明のところで、檜原、早稲田間の地籍調査、令和5年度中に終わってあったのだけれども、その後のスケジュールみたいなのは今のところ分かっているのだろうか。

建設 課長 檜原、板屋越、早稲田の一部の、こちらの調査地区については、国道7号の歩道整備、安全対策工事と連携した事業でやっているもので、現時点ではこの7号沿いで調査区域を拡大する予定はない。ただ、通常的地籍調査として、神林地区のほうで徐々に調査区域を拡大しているの、そちらのほうの拡大については、事業の進捗状況を見ながら、検討してまいりたいと考えている。

渡辺 昌 今説明のあった、みどりの里から早稲田間の歩道整備のための地籍調査だと思うのだ。その本体の工事の今後のスケジュールなり、そういうのはまだ全然ないということなのだろうか。

建設 課長 まだ具体のスケジュールまではちょっと伺っていないくて、ただ用地関係の取得だとか、そういうものには入っているということでは伺っている。今後国のほうの令和5年度の事業確定通知だとか、こういう事業をやるよというものがまた市にも参るので、そういった情報が入ったら、機会に応じてお伝えをしてみたいと思う。

第8款 土木費
(質 疑)

河村 幸雄 164Pの除雪対策経費の中で除排雪委託料、燃料費の高騰や材料費が上昇した中で労務単価というか、業者に対する単価というのは上がったろうか。

建設 課長 今のご質問、除排雪委託料の業者さんへの委託単価の件だというふうに理解をしているが、県のほうで除排雪委託料単価に係る積算の基準を持っていて、その中で労務費だとか、そういったものは改定があれば、その旨積算基準、単価を見直して積算をしている。同様のものを市のほうにもご提供いただいた上で、除排雪委託料の単価を決定をしているので、そういった物価の高騰、また労務の人件費の変更については反映できているものと考えている。

河村 幸雄 1つ教えてください。除雪の担い手確保ということで、何年前からワンオペ除雪というような形で行われているが、これは村上市においては対象路線とか台数とか、そういうものは決められているのだろうか。

建設 課長 具体的にこの路線がというものは決めてはいない。

河村 幸雄 ということは、では業者さん、通常は2人乗りのところを1人で操作するというような方法というのはどんだの業者さんも取り入れていっているということなのだろうか、ちょっと教えていただきたい。

建設 課長 現在市の除雪の委託の中で、ワンオペで委託しているというものはないのが現状になっている。

河村 幸雄 分かった。すみません、ちょっと分からなかったもので。

川村 敏晴 3つほどあるが、158Pの8.3大雨災害ののり面整備の補助金か、これは荒川地区、結構のり面崩壊あったので、ほぼほぼ終わっているように思っていたのだが、この部分についてはどこか特定した箇所を想定したものなのだろうか。

建設 課長 こちらの補助金の特定した箇所はというお話だが、被災直後に貝附で宅地の裏がのり面が一部崩落したというものを現地のほうで確認させてもらったりして、その後もなかなか所有者の方による復旧が進まないという状況も見受けられたので、今回制度化をさせていただいたというものになる。

川村 敏晴 これ申請式というか、申請がなければ手つけないよという考えだろうか。

建設 課長 2月6日に制度化した以降、8月3日に被災した以後、何とか市のほうで対応できるものはないかというご相談をいただいたものが15件ほどあったので、その方々については、制度化になった後、この制度のご案内するためのチラシを個別にお渡しをさせていただいたところである。それ以外にもまたホームページだとか、市の広報にも今後載せる予定にしているので、そういったものを通じてまたご相談があるものというふうに考えている。

川村 敏晴 分かった。あと次、162P、道路維持費だ。桃崎人道橋についてだが、この工事の終わりいつかちょっと把握していないくて、今年の冬は越すか。今年というか、令和5年から令和6年にかけての冬。というのは、今年度の冬の陸橋の部分の、歩道橋渡れないので、中学生、高校生が陸橋の部分を仮設歩道が造られてあるのだ、1メートル

ルくらいの。幅が1メートルなので、私も何度か車で通ったときに、仮設の歩道の除雪がなされていなくて、結構歩きづらい状況を、私が通りかかったときにたまたまだから、2度ぐらいしか目撃はしていないのだけれども、集中的に雪がどっと降った、そこに通学、時期的なものがあったので、ちょっとかわいそうだなというふうな思いがしたのだが、その辺の対応、今年の冬完成していないのであれば、ちょっと気を使っただけならばという思いがしたので、聞かせてもらった。

建設 課長

今県道の跨線橋の部分の仮設の歩道橋のお話だと思うが、占用の条件の中で、冬期間前、11月30日までには仮設の歩道橋を撤去してくださいというまず占用条件がついている。それで、冬期間は仮設の歩道を設置するためのガードレールの鋼材は置いていなかったはずで、それで春も、今3月15日ぐらいになるともう除雪の契約が終わるので、3月30日までの間で再び設置しようということで工事を発注しているので、降雪があった期間中に仮設の歩道としての供用はしていなかったというふうに理解している。

川村 敏晴

なければそれでよかったのだけれども、歩くところが除雪されていなくて、今までそこに仮設の歩道のガードレールがあったというイメージでそう思ったのかもしれないけれども、あそこ除雪できなかつたのだなというイメージで、今はないのだろう、思っていたものだから、それで聞いたので、その時期にしっかりとした歩道部分も除雪をして、結構高齢者もあそこを歩いて渡って、大変な思いで歩いている方も何回か目撃するのだけれども、そんな思いで聞かせていただいたのだけれども、除雪の対応のときに考えていただきたいということで、もう一点、あとこれ予算化されていないのだろうということで、どこで聞けばいいのかなと思ってあれなのだけれども、今これから春にかけて各地区で集落ごとの下水掃除及び道路排水掃除が、江ざらいというか、開始される時期になっているが、うちの集落でも3月の最終日曜日というふうに決まっているのだが、以前からの計画で、コンクリートで1枚40キロから50キロする蓋を取り上げて下水掃除をする、これに対して機械的に上げる機械の配備等あるのだけれども、とてもそれでは追いつかないくらい高齢化が進んでいて、軽量の蓋に替えていこうという取組がかつてはあった。今もあるのだろうと思っているが、非常に高齢化の進捗の速さと下水の掃除、これ都市下水化が進むのと、そうすると生活排水がほぼほぼなくて、雨水の処理みたいな格好にはなっているのだろうけれども、なかなか集落の習慣上、そこを毎年やらなければならないという、うちの地区なんかもそうなのだけれども、当然生活排水も流れている・・・質問は簡潔にしてください。

尾形分科会長

川村 敏晴

あるので、軽量化の予算ってどこに、あるのかなのかという。

建設 課長

まず、今年度の予算の中、通常軽量化するに当たって、側溝本体を工事としていじらなければならないようなケースもあるので、そういった場合は工事請負費のほうで計上いたすが、令和5年度の予算の中では、今回蓋の軽量化の工事に関する費用は見込んではいない。ただ、委員おっしゃるように、令和4年度だとか、それ以前の工事の中では軽量化を進めようということで、荒川地区の坂町だったと思うが、部分的に軽量化を進めてきたところはあるが、まだ計画路線自体完了には至っていないと、そういう現状にある。

川村 敏晴

立場上、集落で聞かれば、徐々に進んでいく予定であるというふうに説明はしてしまっているので、非常にこれも生活上重要なことでもあるので、何らかの方策をぜひとも検討していただきたいと思っているので、副市長、これに対しての

対策について何かあったらお願いしたいと思う。

副市長

それぞれの地区でいわゆる環境美化も含めてそういった活動をいただいていることはよく承知をしている。環境課の事業で町場のそういった側溝清掃のための何か支援ができないかというようなことで検討はいたしているけれども、正直まだ実現には至っていないという状況があるけれども、今日なおまたそういったご意見、ご要望があったということで、環境課サイドからも今後検討を進められるようにしていきたいというふうに思う。

河村 幸雄

168Pの歴史的風致維持向上計画について、2つほど、歴史的建造物を守っていくために、老朽化による破損であったり、耐震化の問題などから修理や補修を進めている現状の建物も多いかと思う。ただ、伝統的な建造様式を継承せずに、現代様式への建て替えを望む人も増えている、増えているというか、いうふうな考え方もある中で、高齢化により維持管理が困難となっているような、そういうような問題というのは当然出てきているような気がするのだけれども、何か計画に対してそのような問題というのがあるのだろうか。

都市計画課長

実際にはそのような問題もあるのかとは思いますが、私どものほうの歴まち事業についての申請、これについては伝統的な建物を守るものであったり、修景について、それに配慮した形でやっていただくという中での補助制度であって、そのようなことでご理解をいただいて、うちのほうで補助の交付をさせていただいているし、あと今まで外部からそのような感じの、補修のため新しいものであったりで直したいというようなことでのご相談というのはちょっと私らのほうには届いていなかったかと思う。

河村 幸雄

維持していくためにはいろいろな確かに困難なような状況もある中で、市民もお互い理解、協力し合ってやっていくというような状況だとは思っているのだけれども、そんな話もよく聞くものだから、確認させていただいた。また、もう一つ、道路美装化、無電柱化を実施するという点に関して、今の状況が町の風致を損なうというか、張り巡らされた電線もあったり、電柱もあると。ましてや道路が道幅が狭い中で来訪者の、歩行者の妨げになっているような、そういうような状況も見られる中で、今どういう状況で電力側と話し合ったり、無電柱化というような方向性というのはどのような形になっているのだろうか。

都市計画課長

無電柱化については、歴史的風致維持向上計画の中でも推奨していて、行政で行う分野だというふうに捉えている。市道については、令和4年度に安善寺線・安泰寺線のほうの測量設計等を行って、沿線の方のご同意をいただきながら、大まかな設計等を進めていた。ただ、具体的な細かい部分については、今後実施設計に進む前にまず地下埋設等の協議、それは市内の協議になるけれども、そういった協議、電力、NTTとの実際の実施に当たる、それも向こうのほうに段取りを取っていただかなければならないので、その協議を今後詰めていきたいと。あわせて、地元の方にもご説明には行きたいと思っているが、昨年水害等のあれでちょっと遅れているところはあるかと思うが、今そのような状況である。県のほうも県道については地元で説明を行って、この1年間は実施について、できるのかどうなのか、地元の熱意はどうかというところを判断しながら、県本部との話を進めて、実際にできるかどうかを1年かけて決めたいというふうなことを聞いている。

河村 幸雄

もう一つ、歴史的建造物を守っていくに当たって、建築技術者の確保や材料の調達とか、そういう意味での方向性というか、その辺は継承されておるのだろうか。

- 都市計画課長 技術者について、私どものほうで、ただいろいろ県のヘリテージマネージャー等になるための支援とか、そういった方々が増えていってもらえれば、そういう歴史的な建造物を直す技術者も増えていくと思うが、うちのほうでどこをできたという後押しまではちょっとっていないような現状だ。
- 河村 幸雄 ちょっと質問間違っていた。悪かった。生涯学習であったり、都市開発であったり、連携も必要だし、地域住民のやっぱり文化に対する理解や協力がもうどうしても不可欠になってくるかと思うので、どうしても地域の活性化にもつなげていきたいし、地域の魅力にもつなげていきたいことなのでひとつよろしく願います。
- 本間 善和 建設課長にだけちょっとお伺いしたいと思う。除雪のことで、よくどさっと雪降ったようなとき、各業者の方、朝早くからもう除雪入っているわけなのだけれども、今回予算の中でGPSを使った実証実験、私も非常に注目して見ていた予算なのだけれども、私の想像するところによると、各30台の機械がどの場所を除雪しているのだというのをGPSで、もうこの路線はここまで入ったよ、ここまで終わっているよというのが管理システムの中で分かるような状況になるということなのだろうか。
- 管理 室長 おっしゃるとおりで、パソコンの中で位置が分かるという状況になる。
- 本間 善和 そうすると、この30台というのは、市役所等で民間の借り上げた、お願いしている、委託している路線もあるわけだね。そういうところのときもつけて、建設課のほうでパソコン上でも分かる。まだ行っていない、いろんな苦情も来ると思うのだ。そういうところの早く対応するための結果が出てくるという格好でよろしいだね。
- 建設 課長 今委員からお話があったように位置情報がパソコンから分かるということになるので、除雪車の起動含めてどういう状況にあるかは把握することが可能になる。今回まず実証実験ということで30台であるが、あくまでも実験の中でどれだけ効果があるのかしっかり検証して、その後効果があると見られるようであれば、本採用ということで各地域には広げたいとは考えているが、あとは電波状態が、それぞれ町なかから山間部まであるので、その辺もちょっと考慮しなければならないのかなと考えている。
- 本間 善和 もう一点、都市計画課長、私も、無電柱化は先ほど河村委員のほうからもお話あったとおり、令和2年度に1,000万円からかけて測量委託終わっているのだ。私も非常に期待しているので、ひとつ現実的に進むように本当に努力していただきたいと、そう思うので、よろしく願います。
- 都市計画課長 私どもも地元からの要望もあるし、年1回法定協議会というところでも地元の皆さん、あと有識者の方々から、無電柱化のほうは進めていくべきだというふうに言われているので、ぜひ私らもどうしても実現したいというふうに考えている。
- 川村 敏晴 172Pだが、先ほど測量設計等委託料で中川原団地の建て替えの測量設計だというふうなご説明であった。これについては、代表質問で委員長も質問された件ではあるのだが、中川原団地の住民の建て替え及びその居住に対しては、我々経済建設常任委員会で過去にいろいろ対応、協議を何回も重ねてきた経緯があると承知しているが、今回建て替えを前提とした測量設計であるというふうに理解してきたが、これについては我々経済建設常任委員会の過去のいろいろ事務調査等協議を踏まえていけば、まだ地元の空き家だとかアパート業者等のスペースを、部屋をこの方々に市が借り受けて貸すというふうな意見が圧倒的だったというふうには私理解しているの

だが、その辺についての計画の変更というかの在り方についてご説明いただければと思う。

都市計画課長

中川原住宅については、住民の方から要望書をいただいて、この場所で建て替えという、第一番にそういうような要望をいただいて、そこから、ただどういう結論になるかは別にしても、すぐ結論が出ないということで、住み替えを行う、まずいい環境に住んでももらいたいということで、取りあえずそこで民間の宅建業者さんのほうにご案内をさせていただいて、代表質問でもお話ししたが、住み替えに提供できるものを出していただいて、それについて取りまとめをして、棟数は30ぐらいだったかと思うけれども、リスト化して、地元の住民にもこういう住み替え制度をつかったのということでお話しして住み替えして、もし結論が建て替えというふうになったらまた戻れるけれども、当面だけでも住み替えをというような話で地元には全部お話しさせていただいたのだけれども、その制度をつくるということは宅建の業界のほうにもお話しして、市が間に入って3者で借りて、うちのほうが住民の方にお貸しすると、そういうような制度をつかったということで進めてきたところなのだけれども、住み替えのほうが実績として、他の公営住宅には2件あったわけだけれども、ただ民間の賃貸のほうは件数があまり伸びなくて、なかなか理解が進まないということなのか、それともアンケートをまたその場でどんなお考えかというような形で地元の中川原住宅の住民の方にも聞いたのだけれども、その中でほぼほぼの方が現在の場所で建て替えまでここに住みたいというようなことで、ただ住み替えについても検討したいというふうなご意見も6名ほどぐらいはいて、それでその中で住み替えに移る方もいたけれども、なかなか民間賃貸のほうに進んで住み替えをしていただくという方が多く出てこないような、そんな状況であった。という中で、建て替えというようなことで設計をこのたび予算計上したわけだが、ちょっとその辺うちのほうの調査と聞き取りが手が届いていないところもあったのかもしれないけれども、そのような経緯で進めてきたところである。

川村 敏晴

そういう流れで事が、建て替えが進むのであれば、我々荒川地区にも公営住宅でもうかなり老朽化した住宅があって、あそこであれば国道端でもあるし、住み替え用の新しい住宅を建てて、また今の古いところは開発するだとかという方向性を持たれば、今の市の財政からすれば、将来的に土地売買の収入も得れるようなことも提案できるなというふうに私は一時考えたのだが、ただ今の高齢者が多い中川原住宅の方たちが巨額の財政を投じて新しい住宅を建てて、また10年、20年後、さらにその先になれば、同じことがまた発生するよね。ましてや今の住み替えを希望する方々の居住年数を考えれば、次の住み替える人をまた探して、入居していただくような流れになる。それに対して、委員会ではきっちりそういう経費よりも、地元、土地、アパート業者、宅建業者さんとか空き家だとかをリフォームするなりしたほうが財政的にも市のためになるのではないかというふうな、かなり突っ込んだ話し合いをしてきたという記憶があるのだが、それに関して都市計画課のほうでは何ら我々の協議の内容が反映されず、またその辺が意見として流れてもこない部分について、非常に財政的な面を考えても、新築に走っていく部分についてはどうなのかなという思いがあるのだけれども、住宅を提供する方たちにしっかりと提供してくれるかどうかというところの確認作業は十分なさったと思われるか。

都市計画課長

確認については、ちょっと古いということもあるかもしれないけれども、令和3年の12月当時だったと思うが、まず住んでいただけるかどうか、空いているところを

提供していただける意向があるかどうかというのを宅建業界を通じて全部アンケートを出させていただいて、提供できるよというところを回答いただいたところには直接職員が行って、中川原住宅の住民がまずそこに住みたいのでということでお話をし、そこでのやり取りの中でオーナーさんとかとも話をしながら、高齢者だということと、住んでいる方が若い人とかと高齢者とかだと生活スタイルとか寝る、起きる、そういう時間帯もまちまちで、ちょっとそういうところで問題、ギャップみたいなのが出たりするのも懸念されていたようだけれども、何せ高齢者がということで、なかなか難しいということで、もっといっぱい提供を本当はしたい、若い人であればそういうふうな思いもあったのかもしれないが、中川原住宅の方が住むということについては、回答いただいたのが、ちょっと今あれだけれども、それでもかなりの棟数は、ちょっと私はあれだが、ご回答はいただいて、それでいただいた方については制度も説明させていただいて、中川原のほうにもお話ししたし、宅建業界のそれぞれの不動産の提供をなさってくださいの方とも話合いをしてきたつもりではいる。

川村 敏晴 住み替えをしてもいいという方もいる中で、どうしても100%全員が新築でなければここに居座るぞみたいな強い意志があったとも思えない部分があるので、私は今後もう一度そういう住み替えについての確認作業をしていく中で、どうしても無理なのだ、建て替えしかないのだという選択肢が我々が確認できるような環境をもう一度やっぱり汗をかいていただく必要があるのかなと思っているが、いかがか。

都市計画課長 再度確認をもっと丁寧というお話であれば、うちのほうでまたそういう作業をして、議会のほうにご報告をすることはできるのではないかというふうに思う。

川村 敏晴 最後にするが、そういう方向で住み替えが可能だというふうな方向性が出てきたのであれば、やはりそういうところで市内の空き家だとかアパートに転居してもらう方向がまとまるのであれば、そういう方向に選択肢を変えていくということも十分村上市のためにもなっていくことだろうと思うので、ぜひそういうものも含めながら進めていただきたいと思っている。

大滝 国吉 今の件だが、課長、これうちら委員会でも大分調査して、課長方とも協議していった中では、建て替えのというふうな話がほとんど出てこなかったと私は記憶していたのだ。だから、いや、そういう建て替えという、いずれ将来建て替えるのだという話はしていたけれども、いついつ建て替えるという話まではうちら記録していなかったし、やはりその辺はもう少し委員会にも丁寧な説明があれば、うちらも今こういうふうな、急遽出てきて、いつ建てるのかというふうな感じに今なっているので、急遽している人もいたと思うのだ。だから、その辺のところをもうちょっと丁寧な説明もしたほうがよかったのではないかなと思うし、今川村委員が言うように、そういうのであれば、あの中での委員会の中でも今の情勢を見ながら、やっぱりもう少し慎重にやるべきだということは言っているはずなので、その辺もう少しこれから事業に当たるにも慎重な姿勢で臨んでいったほうがいいのではないかと思うのだが、副市長、どうか。

副市長 では、私のほうからお答えをさせていただく。担当課といたしては、現在お住まいの方々の意向というか、お考えも聞き、あるいはまた宅建業者さんを通じながら、市内の不動産業を営まれている方々の思いというか、考え方も過去には聞いてきたということである。ただしかし、議会の皆様方に対して、今までのそういった過程、あるいはもう少し踏み込んだ議論の中での説明が少し欠けていたかなという感じも

する。少し考えたいのは、公営住宅の在り方、先ほど荒川地区の件も紹介されたけれども、そういったことを踏まえて中長期的にこの村上市として公営住宅がどうあればいいのかというところもやっぱりこの際だからしっかりと議論をして、予算執行に当たっては皆様方にお示しをした上で取り組んでいきたいというふうに思うので、今日いただいた意見をしっかりと受け止めて、担当課で十分検討をさせながら、あるいは調査をしながら、後日報告をさせていただきたいというふうに思う。

渡辺 昌 172Pの屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置事業なのだけれども、これ去年からの事業か。

建築住宅室長 令和4年からの事業になる。

渡辺 昌 3棟分で30万円という微妙な件数なのだけれども、去年の分は全部埋まったということか。

建築住宅室長 昨年、令和4年度は4件あって、若干予算不足したのだが、何とか流用させていただいて、4件分全部補助をつけたということである。

渡辺 昌 以前写真で屋根の峰の両側に短い鉄管立っているような写真見たことあるのだけれども、既製品みたいなものがあるのか。

建築住宅室長 なかなか既製品というのはなくて、現場の屋根形状がそれぞれ違うものだから、基本的には板金屋さん等で現場合わせで造っていただくというのが基本なのだが、今県内では普及進んでいて、三条のほうの加工メーカーさんが、やはりアンカー専用の工具を造っているということで、それをあっせんしたりということで進んでいるところである。

渡辺 昌 162Pの一番下、道路対策事業経費、ここの測量設計等委託料の説明の中で、早稲田の男川という説明があった。これ国道7号の下をくぐって流れているところなのだけれども、実際やろうとする工事というのはどういう工事なのだろうか。

建設 課長 こちらのほう、測量設計業務委託料ということで、橋梁点検の結果を基にどういった工法で直すかという設計のほうを令和5年度にさせていただいて、その結果に基づいて、また補修の工法を決定していくという流れになる。

渡辺 昌 点検した結果、何かの課題が見つかったということか。

建設 課長 そのとおりだ。こちらの男川橋については、令和3年に点検をして、点検の結果の診断区分というのが点検で出てくるのだが、それが3判定ということで、早期に措置をしたほうがいいよという、そういう結果が出ている。その主な状況として、主構造の腐食ということで点検結果の中で出てきているので、その対応のための設計を令和5年度に行うというものになる。

尾形分科会長 私から一言、先ほど来出ていた中川原住宅の更新の件に関しては、今まで副市長言われたように再度理事者側で協議させていただいて、その協議結果を予算当然執行する前に委員会のほうに報告していただきたいと思うし、それに伴って現在住んでいる30世帯の住民の方の意向は十分に分かるけれども、今現在村上市に置かれている状況の中で、民間の空き家、また民間のアパート、民間の戸建ての住宅かなりある。先ほど課長言われた答弁の中で、宅建業者さんを通じて係の方が行って、話しされたというけれども、高齢者、中川原の住宅の人を拒んでいるのではなくて、高齢者の方だということが多分その要件に、自分たちは要件に合致していない部分があるのだと思うのだけれども、それだっても市が借り上げるってことになると、話が随分私変わってくると思うのだ。当然高齢者の方が入れば、今度保健医療課のほうの保健師さんとか様々な民生の部分も目が行き届くことになると思うし、ぜひぜひそ

ういう村上市のある資源を最大限活用するような方向で再度協議していただいて、委員会のほうに報告していただきたいというふうに思っているので、よろしくお願ひする。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

川村 敏晴

最後の案件になった中川原住宅の測量設計の件である。建て替えを前提というふうなことであるようだが、質問でも申し上げたとおり、村上市内にある多くの空き家、そしてまた空きアパート等住宅資産というか、こういうものを有効に活用していこうという考え方、これについては市民課のほうで空き家バンクという制度も取って、流入者を呼び込もうとしているわけである。そういう部分について、同じ庁内で、課が違って方向性の相反するような事業展開というのはもう少ししっかり内部で詰める必要もあったらと思うし、今後住まいする方々の意向は十分尊重しながらも、地域の経済発展のベースとなる部分どうあるべきかというふうなことを、やはりそれを設計する行政側、理事者側のほうとしてはしっかりとした将来像を見据えながら進めていただくべきだろうと、こんなふうに考えているので、今後の理事者の皆様の現状確認のありよう、皆さんの努力に今後期待していきたいと、こんなふうに考えている。

(賛否についての発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑及び自由討議を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第13号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（尾形修平君）閉会を宣する。

(午後 2時24分)